

立山町ソーラーパネルぶき新築住宅に係る固定資産税の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ立山町宣言」を踏まえ、町内でのソーラーパネルぶき住宅の普及を税制面から支援するため、立山町税条例（昭和29年立山町条例第37号。以下「条例」という。）第71条第1項第4号の規定に基づき、家屋（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第3号に規定する家屋をいう。以下同じ。）に係る固定資産税の減免（以下「減免」という。）を行うことについて必要な事項を定める。

(対象)

第2条 減免は、次に掲げる要件のいずれにも該当する家屋に対して課する固定資産税について行う。

- (1) 新築した住宅（家屋のうち、人の居住の用に供するものをいう。）であること。
- (2) 屋根面仕上に建材型ソーラーパネルを使用していること。

(減免額の算定)

第3条 減免額は、第2条に該当する家屋に係る固定資産税の額と、当該家屋の屋根面仕上に建材型ソーラーパネルを使用していないとみなして算出した固定資産税の額の差額相当分とする。

(減免の期間)

第4条 減免は、第2条に該当する家屋に新たに固定資産税が課されることとなった年度から令和12年度までとする。

(減免の申請等)

第5条 減免を受けようとする者は、条例第71条第2項の規定により町長に申請書を提出するものとする。

- 2 減免を受けた者は、当該減免を受けた家屋が第2条に該当しないこととなった場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。
- 3 前項の規定により減免が適用されないこととなった場合については、適用されないと認められた日の属する年度をもって減免期間を終了するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和4年6月30日から施行する。
- 2 この告示は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。